

## 北海道教育委員会教育長告示第60号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和7年6月2日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

(教育委員会所管分その16)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
教育支援体制整備事業  公立幼稚園、幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等による幼児教育の質の向上を図るための体制を整備するため必要な経費について予算の範囲内で補助する。	市町村	1 幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下の(1)から(4)に掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するため必要となる経費。 (1) 教育に係る計画・記録に関する機能 (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能 (3) 保護者との連絡に関する機能 (4) キャッシュレス決済に関する機能 ※ システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。 2 上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用	2分の1以内(ただし、6学級以下の施設は、1施設あたり50万円、7学級以上の施設は、1施設あたり75万円を補助上限額とする。)	教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 その他別に指示する様式	教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 その他別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局義務教育課 幼児教育推進センター	教育長	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類各様式について、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 2 書類は、公立幼稚園及び幼稚園型認定こども園においては、補助対象者を所管する教育局長を経由し、幼保連携型認定こども園においては、補助対象者から直接提出すること。